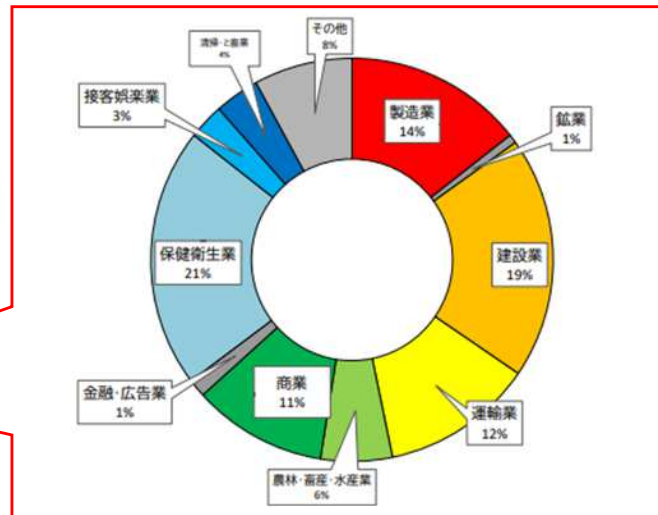


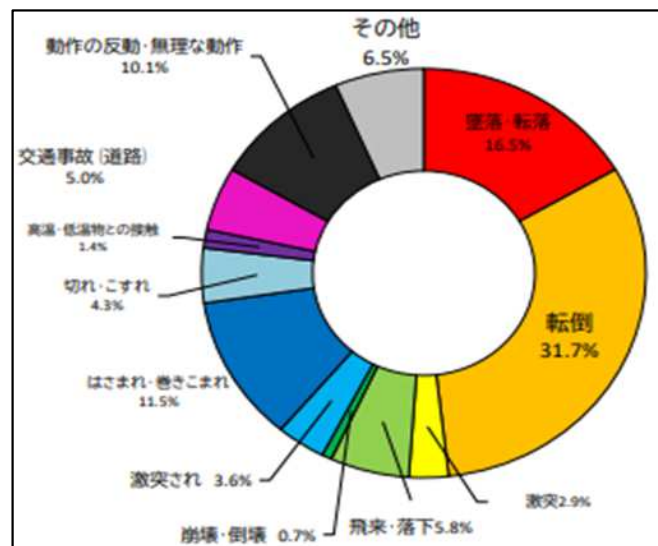
敦賀署通信（令和7年1月号）

敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和6年速報（対前年同期比較） 令和6年12月末速報

区 分	休業4日以上死傷災害				死亡災害		
	6年	5年	対前年増減	増減率(%)	6年	5年	対前年増減
全 産 業	139	137	2	1.5	1	4	-3
製 造 業	20	25	-5	-20.0	1	2	-1
食料品製造業	5	4	1	25.0	1		1
繊維工業・繊維製品製造業	1	0	1	—			
木材・木製品・家具等製造業	3	6	-3	-50.0		2	-2
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化学工業	3	4	-1	-25.0			
医薬品・化粧品製造業	0	1	-1	-100.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	1	-1	-100.0			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	3	0	3	—			
輸送用機械等製造業	1	1	±0	—			
電気・ガス・水道業	0	0	±0	—			
その他の製造業	3	8	-5	-62.5			
鉱 業	1	0	1	—			
建 設 業	27	12	15	125.0			
土木工事業	9	6	3	50.0		1	-1
建築工事業	11	2	9	450.0			
木造家屋等建築工事業	3	0	3	—			
その他の建設業	7	4	3	75.0			
運 輸 業	17	19	-2	-10.5		1	-1
鉄道等・道路旅客運送業	1	2	-1	-50.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	16	17	-1	-5.9		1	-1
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	±0	—			
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	8	5	3	60.0			
林業	3	2	1	50.0			
商 業	15	17	-2	-11.8			
小売業	11	15	-4	-26.7			
金融・広告業	2	0	2	—			
保健衛生業	29	38	-9	-23.7			
社会福祉施設	21	34	-13	-38.2			
接客娯楽業	4	4	±0	—			
旅館業	2	1	1	100.0			
飲食店	2	3	-1	-33.3			
ゴルフ場の事業	0	0	±0	—			
清掃・と畜業	5	3	2	66.7			
ビルメンテナンス業	4	1	3	300.0			
その他の業	11	14	-3	-21.4			
警備業	2	9	-7	-77.8			



令和6年 事故の型別 労働災害発生状況



監督署からのお知らせ

詳細は、二次元コードから

建設業の労働災害が前年同期比で比べて大きく増加しています。建設業界は、年度末に向けて業務繁忙となり、より災害が発生する傾向がありますので、今一度「安全第一」を徹底しましょう。

また、除雪対応で時間外労働が発生した場合は、33条に基づく届出の有無に関わらず、割増賃金の支払いが必要です。なお、除雪対応の時間とは、実際に除雪作業を行った時間のみならず、除雪等の対応のために待機している時間も含まれますのでご注意ください。

令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部手続きの電子申請が原則義務化されました。（同日より労働者死傷病報告の様式が一部変更となっています。）



「転倒」を事故の型とする労働災害が多く発生しており、管内で発生した労働災害の1/3を占めています。

冬季は降雪や路面の凍結による「転倒」災害の増加が見込まれることから、労使間で冬季特有災害防止について話し合い、しっかり安全対策を講じた上で作業を行うよう徹底しましょう。

また、令和6年12月1日～令和7年2月28日は「冬季無災害運動」の推進期間となっています。上記の「転倒」災害に加え、「交通事故」、「墜落・転落」、「除雪作業時の重機との接触」、「一酸化炭素中毒」等の冬季特有災害にも注意してください。



令和6年4月1日より、化学物質の自主的管理規制が全面施行となっています。今一度、職場内で使用する化学物質の確認をし、適切な措置が講じられているか確認してみましょう。

